

たつの市部落差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月29日

たつの市長

山本 実

たつの市条例第19号

たつの市部落差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例

たつの市部落差別の解消の推進に関する条例（平成29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、市」の右に「及び市民」を加える。

第9条を第12条とし、第6条から第8条までを3条ずつ繰り下げる。

第5条中「行う」を「行うとともに、教育及び啓発リーダーの育成を図る」に改め、同条を第8条とし、第4条を第7条とし、同条の前に次の2条を加える。

（市民の責務）

第5条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、次に掲げる部落差別を行ってはならない。

- （1） 同和地区出身者に対して出自を理由として誹謗中傷その他これに類する不利益な言動又は取扱いを行うこと。
- （2） 結婚、就職、不動産取引及び身元調査に際して特定の地域が同和地区であるかどうかを調査し、又は調査させること。
- （3） 部落差別解消に資する合理的理由なく、明示的であるか暗示的であるかを問わず、同和地区の所在地に関する文書若しくは映像を作成し、提供し、又はこれらをインターネット上で摘示すること。

（指導又は勧告）

第6条 市長は、前条の規定に違反した者に対して、前条各号に掲げる行為を行わないよう指導し、又は勧告することができる。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 部落差別 日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別であつて、被差別部落の出身者であることを理由として日常生活の上で差別を受ける等、日本国憲法で保障された人権を侵害する行為をいう。
- （2） 同和地区 部落差別の対象とされてきた地域のことであり、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。